

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（中東情勢枠）

2 助成対象者

中東情勢枠の申請対象者となる中小企業等の範囲は以下のとおりです。

業種分類	定 義
1 製造業、建設業、運輸業、その他業種（次の2から7までに掲げる業種を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
8 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
9 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
10 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
11 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12 特別の法律によって設立された組合又は連合会	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
14 特定非営利活動法人	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者